

『緊急授業料免除(令和3年度後期)』募集要項

1. 緊急授業料免除の概要

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計維持者の今年度の収入が大幅に減少する学生に対して、提出書類による選考の上、本学が認定した経済的困窮度に応じて、令和3年度後期授業料について全額・半額・4分の1の額の免除を行います。

通常の授業料免除は、学業成績及び前年の所得で審査を行いますが、「緊急授業料免除」は、学業成績は判定に用いず、令和3年6～8月の所得から算出した今年の所得見込みで審査を行います。

2. 支援対象者

以下のいずれかに該当し、本学の授業料免除制度の基準に該当する学部生及び大学院生

- (1) 家計維持者の令和3年度の所得が新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(令和元年又は令和2年)の所得より2分の1以上減少(※1)する見込みである場合
- (2) 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援(※2)を家計支持者が受給している(受給したことがある)場合
※上記の申請要件を満たす場合は、留年及び修業年限超過している者も申請可能です。

○独立生計者としての申請について

以下の要件をすべて満たす**大学院生**は「独立生計者」として申請することができます。独立生計者として申請する場合、申請者本人(及び配偶者)が上記の(1)又は(2)の要件を満たす必要があります。

- ・所得税法上の、父母等の扶養家族ではないこと
- ・本人(及び配偶者)の父母等と別居し、住居費を負担していること
- ・本人(及び配偶者)に父母等からの送金がなく、本人(又は配偶者)に学費を含めて生計を支えるのに必要な収入及び所得があること

○私費留学生の申請について

私費留学生は、申請者本人(及び配偶者)が上記の(1)又は(2)の要件を満たす場合に申請することができます。日本におけるアルバイト等の今年の労働収入がコロナの影響を受ける前(2019年又は2020年)と比較し、2分の1以上減少する場合は対象となりますが、本国の父母等の収入減少や本国からの送金の減少では申請要件に該当しません。

なお、申請要件を満たす場合、家計状況申告書に基づく経済状況により免除者の選考を行います。

※1 「2分の1以上の所得の減少」について

- ① 父母の扶養下にある場合は、父母の所得を合算した額を用います。独立生計者及び私費留学生は申請者本人及び配偶者の所得を合算した額を用います。
- ② 「新型コロナウイルスの影響を受ける前の所得」については、所得課税証明書に記載の「総所得金額」を用います。ただし、「総所得金額」が0円の場合は、「給与収入」等の金額を用います。
- ③ 令和3年度の所得見込額は、次により算出してください。
 - ・企業等に勤務している場合は、令和3年6～8月の給与明細に記載の「支給額」(控除後)の合計に4を乗じた金額
 - ・自営業者等については、令和3年6～8月の事業所得(事業収入から経費を差し引いた額)に4を乗じた金額
 - ・公的年金・企業年金の収入がある場合は、令和3年4月1日～令和4年3月31日の期間に受給する予定の金額(障害保険、遺族年金を除く)

※2 「公的支援」については、以下のHPに掲載されている公的支援を対象とします。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html

3. 緊急授業料免除についての注意事項

- (1) 日本学生支援機構の給付奨学金を受給する日本人学部生は、高等教育の修学支援制度(新制度)の授業料免除対象者となるため、緊急授業料免除に申請できません。
なお、給付奨学金の採用が決定していない者は、新制度の授業料免除を申請した上、「緊急授業料免除」に申請することはできますが、新制度の採用結果が優先されます。不採用の場合に緊急免除の結果を適用します。
- (2) 従来制度の授業料免除を申請済みの方が緊急授業料免除を申請し、緊急授業料免除の申請資格があると確認された場合は、**緊急授業料免除の申請を優先し、従来制度の申請は辞退**として取り扱います。
- (3) **令和2年度に実施した緊急授業料免除とは支援対象者が異なる**ので、確認の上、申請してください。
- (4) 緊急授業料免除は、通年での申請はできませんので、**令和3年度前期に緊急授業料免除で免除された方も、改めて申請する必要があります**。
- (5) 申請者が学期途中で卒業・修了・休学・退学する場合は、授業料免除の申請及び許可は無効となりますので、免除される前の授業料額を納付する必要があります。

4. 申請期間

在学生 : 9月1日(水)～9月10日(金)(必着)

新入生(令和3年10月入学者) : 10月4日(月)～10月15日(金)(必着)

5. 申請手続

次の(1)、(2)の順で申請してください。

(1) 以下の必要書類を準備

項目	必要書類(コピーで可)
提出必須	① 緊急授業料免除申請書(父母等の扶養下にある学生) ・所得課税証明書に記載の「総所得額」、6～8月の給与明細に記載の控除後の「支給額」を4倍にした金額、家族人数などを記入してください。
父母等の扶養下にある学生は提出必須	② 家計維持者(父母両方)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ・所得課税証明書は市町村の役所で求めてください。 ・父母の扶養下にある学生は、父母のいずれかが無収入の場合でも所得課税証明書は両者とも提出してください。 ・コロナの影響を受ける前の所得を確認するため提出してください。 令和元年分の所得は令和2年度所得課税証明書に、令和2年分の所得は令和3年度所得課税証明書に記載されています。所得課税証明書の発行年度は各自で選択してください。
家計維持者が会社等に勤めている(勤めていた)場合(パート・アルバイトを含む)	③ 家計維持者の令和3年6～8月の給与収入を示す書類 ・在職している場合は、給与明細書 ・休職の場合は、休職証明書など、休職期間が確認できる書類 ・退職の場合は、退職時発行の源泉徴収票(退職年月日が記されたものに限る)、または、雇用保険受給資格者証の第1面、もしくは、離職票や辞令等の退職を示せる書類(写)
家計維持者が自営業等を営んでいる(営んでいた)場合	④ 家計維持者の令和3年6～8月の所得等を示す書類(収入から必要経費を差し引き、所得を確認できるもの) 例えば、帳簿や損益計算書等や休業・廃業等を示す書類

<p>家計維持者が年金(企業年金・個人年金を含む)を受給している場合</p>	<p>⑤家計維持者の年金受給額がわかる書類(年金額改定通知書等) ※家計維持者の収入が年金のみの場合はコロナの影響を受けたことにならないため、申請できません。</p>						
<p>家計維持者が公的支援を受けている(又は受けた)場合</p>	<p>⑥公的支援の受給証明書 ・国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援については、HP に掲載されているものを対象とします。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kakei_kyuhen/coronavirus.html ・国の「特別定額給付金」及び日本学生支援機構の「学生支援緊急給付金」、福岡市等の学生給付金は除外します。 ・前年度に支援を受けた場合でも対象となります。</p>						
<p>独立生計者</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="229 640 448 943"> <p>提出必須</p> </td> <td data-bbox="448 640 1474 943"> <p>① 緊急授業料免除申請書(独立生計者、私費留学生) ② 申請者本人(及び配偶者)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ⑦ 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除) 本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 ⑧ アパート・市営住宅等の賃貸契約書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 943 448 1066"> <p>収入内容に応じた書類を提出</p> </td> <td data-bbox="448 943 1474 1066"> <p>申請者本人(及び配偶者)について、③～⑥で該当する書類 ・6～8月に勤務していないため給与明細等を提出できない場合は、①の申請書に事情を記入してください。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1066 448 1518"> <p>所得課税証明書で104万円以上の給与収入が確認できない場合</p> </td> <td data-bbox="448 1066 1474 1518"> <p>⑨父母等の扶養下でないことを確認するため、1)～5)のいずれかを提出 1)令和2年分の給与収入が104万円以上ある場合 …申請者本人の源泉徴収票 2)令和2年は104万円以上の給与収入がなかったが、父母等の扶養下でない場合 …父母の源泉徴収票又は確定申告書 3)令和3年1月2日以降に父母等の扶養から外れた場合 …扶養控除等異動申告書 4)父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合 …本人が筆頭の健康保険被保険者証(国民健康保険の場合は本人が世帯主) 5)日本学術振興会の特別研究員に採用された場合 …採用決定通知書</p> </td> </tr> </table>	<p>提出必須</p>	<p>① 緊急授業料免除申請書(独立生計者、私費留学生) ② 申請者本人(及び配偶者)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ⑦ 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除) 本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 ⑧ アパート・市営住宅等の賃貸契約書</p>	<p>収入内容に応じた書類を提出</p>	<p>申請者本人(及び配偶者)について、③～⑥で該当する書類 ・6～8月に勤務していないため給与明細等を提出できない場合は、①の申請書に事情を記入してください。</p>	<p>所得課税証明書で104万円以上の給与収入が確認できない場合</p>	<p>⑨父母等の扶養下でないことを確認するため、1)～5)のいずれかを提出 1)令和2年分の給与収入が104万円以上ある場合 …申請者本人の源泉徴収票 2)令和2年は104万円以上の給与収入がなかったが、父母等の扶養下でない場合 …父母の源泉徴収票又は確定申告書 3)令和3年1月2日以降に父母等の扶養から外れた場合 …扶養控除等異動申告書 4)父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合 …本人が筆頭の健康保険被保険者証(国民健康保険の場合は本人が世帯主) 5)日本学術振興会の特別研究員に採用された場合 …採用決定通知書</p>
<p>提出必須</p>	<p>① 緊急授業料免除申請書(独立生計者、私費留学生) ② 申請者本人(及び配偶者)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ⑦ 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除) 本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 ⑧ アパート・市営住宅等の賃貸契約書</p>						
<p>収入内容に応じた書類を提出</p>	<p>申請者本人(及び配偶者)について、③～⑥で該当する書類 ・6～8月に勤務していないため給与明細等を提出できない場合は、①の申請書に事情を記入してください。</p>						
<p>所得課税証明書で104万円以上の給与収入が確認できない場合</p>	<p>⑨父母等の扶養下でないことを確認するため、1)～5)のいずれかを提出 1)令和2年分の給与収入が104万円以上ある場合 …申請者本人の源泉徴収票 2)令和2年は104万円以上の給与収入がなかったが、父母等の扶養下でない場合 …父母の源泉徴収票又は確定申告書 3)令和3年1月2日以降に父母等の扶養から外れた場合 …扶養控除等異動申告書 4)父母がともに無職で扶養できない状況又は死別・生別の場合 …本人が筆頭の健康保険被保険者証(国民健康保険の場合は本人が世帯主) 5)日本学術振興会の特別研究員に採用された場合 …採用決定通知書</p>						
<p>私費留学生</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="229 1518 448 1805"> <p>提出必須</p> </td> <td data-bbox="448 1518 1474 1805"> <p>① 緊急授業料免除申請書(独立生計者、私費留学生) ② 申請者本人(及び配偶者)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ⑦ 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除) 本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 ⑧ アパート・市営住宅等の賃貸契約書</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1805 448 1921"> <p>収入内容に応じた書類を提出</p> </td> <td data-bbox="448 1805 1474 1921"> <p>申請者本人(及び配偶者)について、③～⑥で該当する書類 ・6～8月にアルバイトをしていないため給与明細等を提出できない場合は、①の申請書に事情を記入してください。</p> </td> </tr> </table>	<p>提出必須</p>	<p>① 緊急授業料免除申請書(独立生計者、私費留学生) ② 申請者本人(及び配偶者)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ⑦ 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除) 本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 ⑧ アパート・市営住宅等の賃貸契約書</p>	<p>収入内容に応じた書類を提出</p>	<p>申請者本人(及び配偶者)について、③～⑥で該当する書類 ・6～8月にアルバイトをしていないため給与明細等を提出できない場合は、①の申請書に事情を記入してください。</p>		
<p>提出必須</p>	<p>① 緊急授業料免除申請書(独立生計者、私費留学生) ② 申請者本人(及び配偶者)の令和2年度又は令和3年度所得課税証明書 ⑦ 独立生計者・私費留学生 家計状況申立書(緊急授業料免除) 本学 WEB サイト「在学生の授業料免除」のお知らせ欄に掲載の様式を使用してください。 https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt02 ⑧ アパート・市営住宅等の賃貸契約書</p>						
<p>収入内容に応じた書類を提出</p>	<p>申請者本人(及び配偶者)について、③～⑥で該当する書類 ・6～8月にアルバイトをしていないため給与明細等を提出できない場合は、①の申請書に事情を記入してください。</p>						

※従来制度の申請の際に提出している書類がある場合も、改めて提出してください。

※前期の緊急授業料免除で提出済みの書類(②・⑤・⑥・⑧・⑨)は変更がない場合は提出不要です。

(2) 書類提出・・・必要書類をメール又は郵便で提出

○宛先 : 学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

○メールアドレス: kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp

○件名 : 「緊急授業料免除の申請」

○本文 : 学生番号及び学生氏名を明記

・メールによる提出の場合は、写真データ等に変換してください。郵送の場合は原本でなくコピーで結構です。

・収入情報などの個人情報が含まれますので、学生基本メール(・・・@s.kyushu-u.ac.jp)を利用し、メール送信の際は送信先を間違わないよう、また、データにパスワードをかけるようご注意ください。

なお、郵送でも受付します。

○郵送先

〒819-0395 福岡市西区元岡744

九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

封筒の表には「緊急授業料免除申請」と記載し、申請期限までに必着で郵送してください。

・必要書類のうち期限までの提出が困難な書類がある場合は、他の書類は期限内に提出し、提出できない書類について提出予定日をお知らせください。

6. 書類提出後の留意点

(1) 申請内容に不備があった場合や不足書類があった場合は、担当者から別途、不備解消の連絡をメールや電話等で行いますので、常に連絡がとれるようにしておいてください。担当者からの連絡に回答がない場合、申請を受理しないことがあります。

(2) 申請要件について確認し、その有無を11月上旬頃に学生ポータル(あなた宛のお知らせ)で通知します。申請要件を満たさず、従来制度の申請要件を満たす場合は、従来制度の追加受付を行います。

(3) 申請要件を満たす者について選考を行った結果、免除基準を満たさない場合は不採用となります。

7. 申請後の授業料の取り扱い

緊急授業料免除を申請した在学生については、選考結果の通知まで、授業料の口座引き落としを保留とします。

選考の結果、授業料の半額免除・1/4額の免除または不許可となった者は、選考結果通知に従い、授業料を納入してください。

【10月4日～10月15日に緊急授業料免除のみを申請する方への注意事項】

10月27日が授業料の引き落とし日ですが、口座引き落としの保留に間に合わないため、10月27日と前営業日に授業料分の残高が授業料引き落とし口座に入っていないようにしてください。

なお、授業料が引き落とされた後に、緊急授業料免除の対象者として認定された場合は、免除された授業料を返還します。

8. 選考結果の通知

○通知時期: 令和3年12月下旬

○通知方法: 学生ポータルの「あなた宛のお知らせ」に通知

9. 問い合わせ先

○担当部署: 九州大学学務部キャリア・奨学支援課学生納付金免除係

○Email: kinkyumenjyo@jimu.kyushu-u.ac.jp

○電話番号: 092-802-5948・5949

(参考)所得限度額について

緊急授業料免除の申請にあたり、参考として、選考対象者となりうる目安として所得限度額を掲載しています。
選考対象者となりうる目安の額であり、免除を保証する額ではありません。

また、授業料免除者の選考においては、所得額のみではなく、家族構成、申請者本人の課程や通学形態なども含めて選考し、経済的困窮度が高いと認められる者から全額免除、半額免除、4分の1額免除を行いますので、希望する選考結果にならない場合があります。

家族構成 (注1)	本人の 通学形態	課程別の所得限度額(単位 千円) (注2)		
		学部	修士・専門職	博士
1人世帯	自宅	—	2,100	2,820
2人世帯	自宅	3,430	3,670	4,320
	自宅外	3,870	4,110	4,760
3人世帯	自宅	3,340	3,620	4,950
	自宅外	3,780	4,060	5,390
4人世帯	自宅	3,900	4,200	5,630
	自宅外	4,340	4,640	6,070

注1 例 1人世帯…本人(独立生計者・自宅通学)

2人世帯…学部・修士課程 父又は母(主たる家計支持者)・本人

博士課程 配偶者(主たる家計支持者)・本人(独立生計者)

3人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人

4人世帯…父(主たる家計支持者)・母(専業主婦)・本人・就学者(公立高校・自宅)

注2 所得額とは給与所得者においては控除後の支給額、自営業等においては売上金額から必要経費を差し引いた事業所得を指します。